

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 3 0 年 第 2 回 有 田 川 町 議 会 定 例 会)

平成 3 0 年 6 月 5 日
午前 9 時 3 0 分 開 会
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 9 年度 有 田 川 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 8 号)
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 9 年度 有 田 川 町 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)
- 日程第 6 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 9 年度 有 田 川 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)
- 日程第 7 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 9 年度 有 田 川 町 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)
- 日程第 8 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 9 年度 有 田 川 町 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 等 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 日程第 9 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 9 年度 有 田 川 町 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)
- 日程第 10 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 9 年度 有 田 川 町 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)
- 日程第 11 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 9 年度 有 田 川 町 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
- 日程第 12 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 9 年度 有 田 川 町 簡 易 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 日程第 13 報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 9 年度 有 田 川 町 浄 化 槽 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

-)
- 日程第14 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
平成29年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 報告第12号 平成29年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第16 報告第13号 平成29年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第17 報告第14号 平成29年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第18 報告第15号 平成29年度有田川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第19 報告第16号 平成29年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第20 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 報告第19号 一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第23 議案第45号 平成30年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第46号 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第47号 有田川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第48号 有田川町地域振興基金条例及び有田川町低炭素社会づくり推進基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第27 議案第49号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第28 議案第50号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第29 議案第51号 財産の取得について
- 日程第30 議案第52号 有田川町道路線の認定について
- 日程第31 議案第53号 有田川町副町長の選任の同意について
- 日程第32 議案第54号 有田川町監査委員の選任の同意について
- 日程第33 議案第55号 有田川町農業委員会委員の任命の同意について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀 江 眞智子	2番	増 谷 憲
3番	椿 原 竜 二	4番	中 島 詳 裕
5番	星 田 仁 志	6番	片 畑 進 之
7番	谷 畑 進	8番	小 林 英 世
9番	林 宣 男	10番	殿 井 堯

11番 佐々木 裕 哲

12番 岡 省 吾

13番 森 谷 信 哉

14番 新 家 弘

15番 湊 正 剛

16番 亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 椿 原 竜 二

14番 新 家 弘

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長 中 山 正 隆 副 町 長 山 崎 博 司

住民税務部長 山 田 展 生 福祉保健部長 前久保 眞 次

総務政策部長 中 裕 準 消 防 長 栗 栖 誠

産業振興部長 立 石 裕 視 建設環境部長 鈴 木 幸 敏

総 務 課 長 竹 中 幸 生 財 務 課 長 中 屋 正 也

企画調整課長 森 田 栄 一 教 育 長 楠 木 茂

教 育 部 長 井 上 光 生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 一 ツ 田 友 也 書 長 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成30年第2回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（殿井 堯）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、

3番、椿原竜二君、14番、新家弘君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、5月30日に開催された委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員長（森谷信哉）

改めまして、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る、5月30日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から6月20日までの16日間とさせていただきました。一般質問は14日、15日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第4から日程第33までの、報告19件、議案11件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めたのち、全員協議会において御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第1号から報告第18号、議案第46号、議案第53号及び議案第54号についての議案審議を本日お願いいたします。

この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（殿井 堯）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月20日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月20日までの16日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告19件、議案11件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12人であります。

次に、本定例会までに受理いたしました、上六川のソーラー事業運営についての請願は産業建設住民常任委員会に、精神障害者の交通運賃割引を求める意見書採択のお

願いの要望書は総務文教福祉常任委員会に、それぞれ、お手元に配付の文書表のとおり付託することに決定しましたので御了承願います。

次に、監査委員より、平成30年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果及び平成29年度水道事業棚卸検査の結果について、それぞれお手元に配付のとおり報告されています。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4から日程第33までの報告19件、議案11件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第33までの報告19件、議案11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成30年第2回有田川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、大変お忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しましたので、御紹介いたします。

福祉保健部長の前久保眞次でございます。

教育部長の井上光生でございます。

住民税務部長の山田展生でございます。

企画調整課長の森田栄一でございます。

どうかよろしく願い申し上げます。

なお、説明員として出席する者は、副町長、教育長、部長職7名、課長職3名、私を含め13名が常時出席いたします。

また、議案によって、清水行政局長初め課長等が出席する場合には、当日の議会開会までに議長に申し出て、許可を得るようになりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明申し上げます。報告第1号から報告第11号までの11議案につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、平成29年度一般会計、各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成29年度有田川町一般会計補正予算第8号であります。今回の補正は、町税、各交付金、地方交付税、国・県支出金及び町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、減債基金に2億円、公共施設整備基金に2億円を積み立て、また、翌年度の財源として、予備費に2億1,748万2,000円を確保いたしております。これにより、2,035万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は153億5,818万円と相りました。

報告第2号は、平成29年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、国・県支出金、療養給付費交付金及び繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、国民健康保険事業基金積立金に3,994万2,000円を積み立て、翌年度の財源として、予備費に6,011万7,000円を確保した結果、927万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、42億7,420万4,000円と相りました。

報告第3号は、平成29年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額する一方、予備費を増額した結果、6万円の増額補正となり、補正後の予算総額は、7億4,699万円と相りました。

報告第4号は、平成29年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、繰入金及び国・県支出金、支払基金交付金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、介護給付費準備基金積立金に3,000万円、翌年度の財源として、予備費に4,785万1,000円を確保した結果、1億1,390万円の減額補正となり、補正後の予算総額は31億1,091万8,000円と相りました。

報告第5号は、平成29年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、42万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、223万1,000円と相りました。

報告第6号は、平成29年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費、管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、2,998万円の減額補正となり、補正後の予算総額は、6億2,021万9,000円と相りました。

報告第7号は、平成29年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費等が確定したことにより、負担金、使用料、繰入金、

諸収入等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、公共下水道事業整備基金に3,791万6,000円を積み立てた結果、5,529万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、17億3,165万7,000円と相りました。

報告第8号は、平成29年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、使用料、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,436万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、2億8,544万7,000円と相りました。

報告第9号は、平成29年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額31万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、170万9,000円と相りました。

報告第10号は、平成29年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額80万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、857万8,000円と相りました。

報告第11号は、平成29年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、562万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、6,855万5,000円と相りました。

報告第12号から報告第15号までの4議案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による、繰越計算書の報告についてであります。

報告第12号は平成29年度の一般会計予算の経費を平成30年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第13号は、平成29年度の簡易水道事業特別会計予算の経費を平成30年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第14号は、平成29年度の公共下水道事業特別会計予算の経費を平成30年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号は、平成29年度の農業集落排水事業特別会計予算の経費を平成30年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第16号は、地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越計算書の報告についてであります。平成29年度の水道事業会計予算の経費を平成30年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第17号議案及び報告第18号議案は、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、条例制定の専決処分について議会の承認を求めるものであります。

報告第17号は、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、有田川町税条例及び有田川町税条例等の一部を改正する条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点として、障害者、未成年者、寡婦等に対する町民税の非課税範囲の引き上げ、均等割りの非課税措置の引き上げ、基礎控除の見直し、たばこ税の引き上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直しを行うものであります。

報告第18号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、有田川町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点として、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ、軽減措置について、世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額の引き上げを行うものであります。

報告第19号は、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。有田川町ふるさと開発公社は、一般財団法人として、5期目を迎えています。昨年度は、二川温泉の源泉が枯渇し、残念ながら完全休業となりました。その影響で隣接する宿泊施設、白馬につきましても宿泊営業ができなくなり、食堂のみを完全予約制とするなど、ふるさと開発公社の施設運営を取り巻く環境も大きく変わってきているところであります。

ここで、平成29年度の業績を見てみますと、事業収入は1億2,277万円となり、前年比の83%となっています。前年度を上回った施設は、あさぎり、しみず温泉健康館、オートキャンプ場、遠井キャンプ場の4施設となっています。

続きまして、事業費用につきましては、3,173万円となり、前年比の85%となりました。

次に施設全体の管理費用は、1億972万円で、前年比85%となっています。契約職員の退職に伴う補充を行わず、残りの人員で施設間の協力体制を強化し、シフトの見直し等を行ったところ、人件費を大きく削減することができています。全体では、前年比で約1,953万円の減少となっています。

次に、営業利益でございますが、事業収入の1億2,277万円から事業費用と管理費用をあわせた費用、1億4,145万円を差し引いた結果、マイナスの1,867万円となっております。これに、指定管理料などの事業外収入を含めた年間の経常利益は、231万円の黒字となったことを御報告いたします。

全国的にも人口減少が問題視されている中、観光事業につきましても集客が大変難

しい時代ではございますが、過疎高齢化が著しい清水地域の活性化の一翼を担っている、ふるさと開発公社の運営に関しましては、今後とも、議員皆様方の御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます、経営状況の報告といたします。

議案第45号は、平成30年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、2款総務費の総務管理費では、財産管理費で、清水文化センターの修繕料として194万4,000円を、3款民生費の社会福祉費では、社会福祉総務費で、非常勤職員の報酬と旅費として、143万5,000円を、児童福祉費の児童福祉総務費で、放課後児童健全育成事業委託料として449万8,000円を、4款衛生費の清掃費では、じん芥処理費で、プラスチック収集場等の修繕料として317万3,000円を、ゴミ置場設置補助金として90万円を、6款農林水産業費の農業費では、農地費で、小規模土地改良事業の工事請負費として500万円を、地籍調査費で、委託料として140万円を、8款土木費の道路橋りょう費では、道路新設改良費で社会資本整備総合交付金事業の交付内示を受けて、測量設計監理等委託料で704万円を、土地購入費と物件補償費で684万1,000円の減額を、県営事業負担金で191万9,000円を、9款消防費では、非常備消防費で、消防団員費用弁償として98万円を、災害対策費で、備品購入費として100万円を、10款教育費の小学校費では、学校管理費で、小学校用地購入の関連費用として5,176万5,000円を、保健体育費では、スポーツ振興くじの助成を受けて、きび体育館のアリーナ改修事業費として、5,640万6,000円を、11款災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費では、林業用施設災害復旧事業の工事請負費として500万円を計上し、その他所要の補正を行った結果、歳入歳出それぞれ1億3,585万2,000円を追加し、補正後の予算総額は、150億8,585万2,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしまして、分担金、国及び県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債を充てることにいたしております。また、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第46号は有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、また、生産性向上特別措置法が平成30年5月23日に公布されたことにより、有田川町税条例の一部を改正するものであります。主な改正点は、中小企業の一定の設備投資について、平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税の課税標準額を最初の3年間で0とする特例措置を創設するものであります。

議案第47号は有田川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定であります。都市公園法施行令第8条の改正により、運動施設率については、地方公共団体が条例で定めることとなったため、本条例を改正するものであります。

議案第48号は有田川町地域振興基金条例及び有田川町低炭素社会づくり推進基金

条例を廃止する条例の制定についてであります。これらの条例は、平成29年度末現在で、基金残高の全てを取り崩し、今後においても積み立てる見込みがないため、条例を廃止するものであります。

議案第49号は有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。黒松辺地地域において、町道黒松西ヶ峯線道路改良工事を、上六川・西辺地及び押手辺地地域においては、防火水槽の設置を、それぞれ新規に計画策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第50号は有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。上六川・西辺地及び生石辺地地域において、既に計画している、町道辻り石線道路改良工事、及び町道生石大月線道路改良工事の工事期間の延長及び事業費の増額を行うため、辺地総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第51号は、財産の取得についてであります。平成30年度消防ポンプ自動車の購入について、平成30年4月26日、指名競争入札に付したところ、大阪府吹田市豊津町1-31、長野ポンプ株式会社大阪営業所、所長、濱康則氏が落札いたしましたので、3,348万円で物品購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第52号は有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字水尻地内、町道1012号線、延長69.63メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第53号は有田川町副町長の選任の同意についてであります。有田川町副町長、山崎博司氏の任期が平成30年6月13日をもって満了となるため、地方行政に精通している、有田川町大字植野250番地7、坂頭徳彦氏を有田川町副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。なお、御同意いただければ、発令日は平成30年7月1日となります。

議案第54号は、有田川町監査委員の選任の同意についてであります。有田川町監査委員、木下正昭氏の任期が平成30年6月12日をもって満了となるため、有田川町大字小川351番地、服部眞悟氏を有田川町監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第55号は、有田川町農業委員会委員の任命の同意についてであります。農業委員会等に関する法律が改正され、平成30年6月30日をもって、現農業委員会委員 全ての方が任期満了となるため、新たに委員の任命をいたしたく、農業委員会等に関する法律第8条 第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

15名の方々の住所、氏名を申し上げます。有田川町大字下津野1557番地、辻義功氏。同じく、大字明王寺328番地、林靖巳氏。同じく、大字井口429番地、岩倉洋治氏。同じく、大字角218番地、吉信清彦氏。同じく、大字吉見467番地、湯原康弘氏。同じく、大字歎喜寺187番地、森田善久氏。同じく、大字中井原63番地1、中尾高明氏。同じく、大字中452番地、大北義和氏。同じく、大字丹生261番地、榎本利成氏。同じく、大字粟生1053番地、向井正久氏。同じく、大字清水1601番地6、山田文男氏。同じく、大字久野原1120番地、宮本一彦氏。同じく、大字土生162番地、城山富三氏。同じく、大字下津野661番地7、竹中真理氏。同じく、大字徳田254番地1、星田光司氏。以上15名の方々の任命について議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては、平成33年6月30日までの3年間となっております。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（殿井 堯）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、3階中会議室において、全員協議会を開催しますので、よろしくお願い致します。

~~~~~

休憩 10時08分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

……………日程第4 報告第1号……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度有田川町一般会計補正予算第8号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第5 報告第2号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第3号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第4号……………

○議長（殿井 堯）

日程第7、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第8 報告第5号……………

○議長（殿井 堯）

日程第8、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第9 報告第6号……………

○議長（殿井 堯）

日程第9、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第10 報告第7号……………

○議長（殿井 堯）

日程第10、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第11 報告第8号……………

○議長（殿井 堯）

日程第11、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第12 報告第9号……………

○議長（殿井 堯）

日程第12、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第13 報告第10号……………

○議長（殿井 堯）

日程第13、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第14 報告第11号……………

○議長（殿井 堯）

日程第14、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。平成29年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第15 報告第12号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 5、報告第 1 2 号、平成 2 9 年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第 1 6 報告第 1 3 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 6、報告第 1 3 号、平成 2 9 年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第 1 7 報告第 1 4 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 7、報告第 1 4 号、平成 2 9 年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第 1 8 報告第 1 5 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 8、報告第 1 5 号、平成 2 9 年度有田川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第 1 9 報告第 1 6 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 9、報告第 1 6 号、平成 2 9 年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書を

議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第20 報告第17号……………

○議長（殿井 堯）

日程第20、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷。

報告第17号、町税条例改正についての反対討論をさせていただきます。

本来ならば、質疑を予定していたのですが、質疑をしますと1時間ぐらいかかりますので、討論だけにかえさせていただきます。

今回の控除見直しについてであります。主要国の概算控除額と比べますと過大だという理由で、全ての収入に対して一律10万円減らすこととなります。その結果、最低保障額は65万円から55万円に引き下がります。年収850万円超えという決して富裕層とは言えない層を対象とした、取りやすいサラリーマンを狙い打ちする増税であること、また最低賃金ぎりぎりでも働いても課税されている非正規労働者などは1円の恩恵もございません。

そして、最大の問題点は所得が1億円を超えると所得税負担率が下がってしまい、所得の多くを占める株式譲渡益所得が何億円あっても分離課税となっているため、20.315%しか課税されません。本来、こうした分離課税の所得の税金に応分の負担をかけるよう見直しをすべきであります。年収850万円以下のサラリーマンは基礎控除をふやしても、給与所得控除が10万円引き下げられるため、今回の措置により、税負担は変わりません。

さらに収入額による頭打ちがなかった公的年金と控除にも年金収入が1,000万円を超えますと、控除額が195.5万円の上限を設定することとなります。自営業やフリーランスなどの従業者は減税になりますが、青色申告で特別控除や家内労働者の必要経費の最低保障額が65万円から55万円の10万円引き下げとなるため、減

税にはなりません。現行の220万円が上限となっている給与所得控除を195万円で頭打ちになります。所得2,400万円を超えますと、基礎控除を段階的に減らし、所得2,500万円でゼロになります。

なお、こうした控除が引き下げられますと、税額が変わらない所得者でも、計算上の、いわゆる所得額は増加します。これにより、例えば国保税で2021年度から後期高齢者医療制度の保険料など、他の分野に影響が出てくる可能性が十分あります。政府は措置をすると言っておりますが、いまだに具体策は出ておりません。

よって、以上の理由により反対討論とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって本件は承認することに決定しました

……………日程第21 報告第18号……………

○議長（殿井 堯）

日程第21、報告第18号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷。

報告第18号、国民健康保険税の限度額の引き上げについての反対討論をさせていただきます。

今回、賦課限度額の引き上げは、医療分と後期高齢者分、介護分の各3つの限度額を設定しますが、その合計額が国保税全体の限度額となります。今回の限度額の引き上げは、基礎課税限度額を54万円から58万円に引き上げます。よって、合計、課税限度額は今回、93万円となります。前回は平成27年に4万円も引き上げており

ます。

厚生労働省は限度額超過世帯の割合を1.5%に近づけるための限度額を引き上げていくことを目標にしていますが、そうなりますと医療分で80万円の限度額、後期高齢者分で22万円、介護分の17万円となります。その合計は何と119万円となってしまいます。厚労省は限度額の引き上げは中間所得者に配慮した税の設定だと説明しますが、もともと低所得層が多い医療制度の中で重税感は増すばかりであります。

考えなければならないことは1984年以前の国庫負担率に戻し、被保険者の負担を全体的に軽減することではないでしょうか。限度額を厚労省の水準に持っていくと、給与収入の大体10%前後にもなってしまわないでしょうか。

さらに国保税の賦課限度額は法定の額の範囲内で、市町村が独自に本来設定できるものであります。よって限度額の引き上げについては賛成できません。ただし、5割、2割軽減該当者がありますけれども、おおよそ8世帯と、21世帯の増にしかならず、よって、以上の理由により反対討論とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって本件は承認することに決定しました

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第24、議案第46号及び日程第30、議案第52号から日程第32、議案第54号までを先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第24、議案第46号及び日程第30、議案第52号から日程第32、議案第54号までを先に審議することに決定しました。

……………日程第24 議案第46号……………

○議長（殿井 堯）

日程第24、議案第46号、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第30 議案第52号……………

○議長（殿井 堯）

日程第30、議案第52号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題になっています議案52号、有田川町道路線の認定については産業建設住民常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、有田川町道路線の認定については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

……………日程第31 議案第53号……………

○議長（殿井 堯）

日程第31、議案第53号、有田川町副町長の選任の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

……………日程第32 議案第54号……………

○議長（殿井 堯）

日程第32、議案第54号、有田川町監査委員の選任の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

ただいま監査委員の選任の同意がされました、服部眞悟君が議場にいられていますので、御挨拶をお願いしたいと思います。

○監査委員（服部眞悟）

議長からお許しをいただきましたので、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま、監査委員として選任同意をいただきました服部眞悟でございます。ありがとうございました。

私にとりましては重責ではございますが、監査委員の職務の重要性を十分に認識し、公正かつ厳正なる監査を行うことにより、その職責を果たしてまいりたいと存じます。

議員の皆様方や関係各位の御指導と御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（殿井 堯）

ありがとうございました。今後、監査委員としてよろしく願いいたします。

それでは、ここで長い間、町行政の発展のために尽力をいただきました、山崎博司副町長が6月13日をもって退任されます。山崎副町長より発言の申し出がありました。

たので、これを許可します。

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

今、議長が申し上げられたように、6月13日が私の任期満了でございます。本日が私にとって最後の議会となりますので、一言退任に当たり御挨拶を申し上げたいと思います。

1985年、昭和33年に旧金屋町の職員として奉職し、長きにわたり職務に励んでまいりました。この間、いろんなことを学び、またいろんな貴重な経験をさせていただきました。特に、この3期、12年間、中山町長のもとで新生有田川町のまちづくりについてかかわらせていただいたことは、私にとっては大変有意義なことでありまして、また光榮に思っております。

大過なく本日、このように御挨拶を申し上げることが出来ますのも、議員の皆様を初め、町長、町職員、そしてまた全ての町民の皆様方の御支援、また御協力があったたまものであると感謝を申し上げて、厚くお礼を申し上げる次第であります。

今後、一町民としてまちづくりに参画していけたらと、何かお手伝いできればと思っておりますので、引き続き温かい御指導、また御厚情を賜りますことを心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、有田川町のますますの発展と皆様方の御活躍、御健勝を心からお祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（殿井 堯）

山崎副町長に申し上げます。長年にわたり、町行政発展のため、献身的に取り組んでいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対（しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（殿井 堯）

お諮りします。

日程第22、報告第19号、日程第23、議案第45号、日程第25、議案第47号から、日程第29、議案第51号まで及び日程第33、議案第55号までは、提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、6月14日木曜日、午前9時30分に開議します。

また、この後、委員会室において、議会広報編集特別委員会を開催しますので、委員の方は、よろしくお願いいたします。

~~~~~

延会 13時26分